

## 老人クラブ補助金の返還について

### 老人クラブ補助金額

補助金の額は事業費補助金および育成費補助金の合計としています。

事業費補助金は1年間で補助対象事業を6種類実施する場合にあっては4,000円に、4種類又は5種類実施する場合にあっては3,700円に、活動月数を乗じて得た額としています。

※一宮市老人クラブ事業運営費補助金交付要綱第5条

### 補助金の交付時期

補助金の交付は、交付金額が確定した後に行うものとされていますが、老人クラブ補助金については、特に必要と認められるため、補助事業等の完了前に補助金の全額を前渡ししています。交付金額の確定は、4月に提出していただく完了報告書を受けて、その内容を審査し、補助対象事業の実績が補助金の交付目的等に適合しているか、否かを調査、検討し、適合すると認めたとときとされています。

※一宮市補助金等交付規則第12条、第13条

### 補助金の金額変更

補助事業の計画変更（実施する事業数の減少や活動月数の減少）や補助金を交付の目的以外に使用したとき、事業費の支出決算額が予算額に比べて減少したときは、補助金の交付決定額の全額又は一部を取り消すことができますとしています。

※一宮市補助金等交付規則第9条、第15条

### 返還手続き

補助金の変更をした場合、補助金等変更決定通知書及び補助金等返還命令通知書により、期限を定めて補助金を返還させなければならないと定められています。

※一宮市補助金等交付規則第16条

以上から、老人クラブ補助金は前渡ししているものであり、事業数や活動月数の減少があった場合や補助対象支出が補助金額を超えていない場合には、補助金の返還をお願いしています。